

鳥取市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年9月27日

鳥取市長 深澤義彦

鳥取市条例第32号

鳥取市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

鳥取市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例（平成16年鳥取市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第1条中「過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）」に、「第2条の規定により過疎地域として公示された鳥取市の区域（以下「過疎地域」という。）内」を「第8条第1項に規定する過疎地域持続的発展市町村計画であって鳥取市が定めるもの（以下「持続的発展計画」という。）に記載された産業振興促進区域（同条第4項第1号に規定する産業振興促進区域をいう。以下同じ。）内」に、「製造の事業」を「、持続的発展計画において振興すべき業種として定められた製造業、情報サービス業等」に、「第30条」を「第23条」に改め、「農林水産物等販売業をいう」及び「下宿営業を除く」の次に「。以下同じ」を加え、「を新設し、又は増設した」を「の取得等（取得又は製作若しくは建設をいい、建物及びその附属設備にあつては改修（増築、改築、修繕又は模様替をいう。）のための工事による取得又は建設を含む。

以下同じ。)をした」に改める。

第2条中「過疎地域内においては、」を「法第2条第2項の規定による公示の日(以下「公示日」という。)から令和6年3月31日までの間に、持続的発展計画に記載された産業振興促進区域内において、持続的発展計画において振興すべき業種として定められた」に、「第12条第1項又は第45条第1項の規定の適用を受ける」を「第12条第3項の表の第1号の中欄又は第45条第2項の表の第1号の中欄に掲げる事業の用に供する設備で同法第12条第3項の表の第1号の下欄又は第45条第2項の表の第1号の下欄の規定の適用を受けるものであって、取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める額以上のもの(以下「特別償却設備」という。)の取得等(租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第28条の9第10項に規定する資本金の額等(以下「資本金の額等」という。)が5,000万円を超える法人が行うものにあつては、新設又は増設に限る。)をした者について、当該特別償却設備である」に、「法第2条第2項の規定による過疎地域の公示の日」を「公示日」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 製造業又は旅館業 500万円(資本金の額等が5,000万円を超え1億円以下である法人が行うものにあつては1,000万円とし、資本金の額等が1億円を超える法人が行うものにあつては2,000万円とする。)
- (2) 情報サービス業等又は農林水産物等販売業 500万円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和3年3月31日以前にこの条例による改正前の鳥取市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例第2条に規定する家屋及び償却資産を新設し、又は増設した者に係る固定資産税の課税免除については、なお従前の例による。